

大阪府及び大阪市の港湾及び海岸の管理に係る連携協約の締結に関する 協議について

大阪府及び大阪市の港湾法に基づき管理する港湾並びに大阪府知事及び大阪市長が海岸法に基づき管理する海岸について、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結するため、次の連携協約案により協議する。

大阪府及び大阪市の港湾及び海岸の管理に係る連携協約案

大阪府及び大阪市（以下「府市」という。）は、府市が港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき管理する港湾並びに大阪府知事及び大阪市長が海岸法（昭和31年法律第101号）に基づき管理する海岸（農林水産大臣を主務大臣とする事項に係るものを除く。以下同じ。）（以下「府市港湾」という。）について、連携して事務を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、広域的な視点を持って大阪湾全体の発展を見据え、大阪湾諸港の国際競争力の強化や利便性の向上のために、府市港湾の円滑な管理に関する取組を連携して進めることを目的とする。

（基本方針及び役割分担）

第2条 府市は、前条に定める目的を達成するため、次条に定める事務について、相互に協力し連携するものとする。

（連携する事務）

第3条 府市が府市港湾について相互に連携する事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に関する事務
- (2) 振興に関する事務
- (3) 企業誘致に関する事務

(4) 防災に関する事務

(5) 運営に関する事務

(6) 前各号に掲げるもののほか、府市の連携が必要となる事務

(費用分担)

第4条 前条に定める事務を処理するために要する費用については、対象となる港湾及び海岸ごとにその管理者が負担する。ただし、これにより難しい場合は、府市で協議の上、府市の負担すべき額を定める。

附 則

この連携協約は、大阪府知事及び大阪市長が協議により定める日から施行する。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪府及び大阪市が港湾法に基づき管理する港湾並びに大阪府知事及び大阪市長が海岸法に基づき管理する海岸について、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結するため、大阪府と協議する必要があるので、地方自治法第252条の2第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（連携協約）

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 - 7 省 略